

ポーランド週報

(2023年1月26日～2023年2月1日)

令和5年(2023年)2月3日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 選挙法改正案の下院通過 チャリティー・イベント「WOŚP」の実施 最高裁判所法改正案、上院は修正を付して下院差し戻しへ ワルシャワ市長、次期議会選挙における野党統一候補者名簿の作成を訴える ドゥダ大統領とパヴェル次期チェコ大統領との電話会談 ラウ外相のラトビア訪問・バルト三国外相との会談 ドゥダ大統領のラトビア訪問								【お願い】 3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話22 696 5006 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 カトヴィツェでのガス爆発事案 ワルシャワ首都警察が2022年の活動を総括								
経済 2022年第4四半期経済成長率予測2.2%増 ポーランド産食品の輸出入の記録 2022年の鉄道利用者数 トヨタが2022年販売台数首位を維持 国営電力会社、原子力発電所は再エネの安定化に寄与 PKN Orlen が小型モジュール炉の建設予定地を4月に発表予定 専門家による2023年のエネルギー動向見通し 国営石油・ガス会社、ロシア産石油の輸入停止の準備整っている 政府がウクライナ向けの放射線モニタリング装置を購入								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

選挙法改正案の下院通過【1月26日】

1月26日、選挙法改正案が下院で審議・投票に付され、賛成230票、反対220票、棄権0票で可決された。同改正案は、小規模の市町村における投票率の上昇を図るものであり、投票所を6,000か所増設するとともに、投票所までの交通手段を無償化することが想定されている。具体的には、現行法では500人以上の有権者がいる地域に投票所が設置されることになっているが、これを200人に改正することが定められている。また、障がい者や高齢者、公共交通機関がない地域の住民、投票所から1.5km以上離れている地域の住民に対し、1日2回無償で交通手段を提供することも規定されている。今後、早ければ2月8日から9日にかけて上院で審議・投票に付される予定であるが、グロツキ上院議長は、ジェンニク・ガゼタ・プラウナ紙のインタビューに応じ、上院が同改正案を全面的に否決する可能性を示した。野党は、選挙が行われる半年前に選挙法を改正すべきではないとして同改正案を批判している。

チャリティー・イベント「WOŚP」の実施【1月29日】

1月29日、ポーランド全土でチャリティー・イベント「第31回グレート・オーケストラ・オブ・クリスマス・チャリティ(通称:WOŚP)」が行われた。同イベントでは寄付を募っており、1億5,460万ズロチ以上の募金が集まったといわれている。

最高裁判所法改正案、上院は修正を付して下院差し戻しへ【1月31日】

1月31日、上院は、最高裁判所法改正案に関する審議・投票を行い、14個の修正を付して下院へ差し戻した。上院は、裁判官の懲戒・規律事案を扱う機関を最高裁判所職業責任部から最高裁判所刑事部へ移すよう求めるとともに、職業責任部を即時廃止するほか、規律部が出した判決を無効化しよう勧告を出した。シンコフスキ＝ヴェル＝センクEU問題担当大臣は、上院が付した修正案を採択すれば、ポーランドと欧州委員会が欧州復興基金支払いのために結んだ妥協が吹き飛ぶかもしれないと述べた。

ワルシャワ市長、次期議会選挙における野党統一候補者名簿の作成を訴える【2月1日】

2月1日、チヤスコフスキ・ワルシャワ市長兼「市民プラットフォーム」(PO)副党首は、テレビ番組TVN24に出演し、次期議会選挙について、「最近の対立にかかわらず、野党陣営による統一候補者名簿を作るべきである。」と述べた。また、同市長は、自らが共同代表を務める社会運動「Yes! For Poland」が単独で選挙に臨む可能性については否定した。さらに、同市長は、現時点では自分自身が議会選挙に出ることは考えていないと述べつつも、その可能性を否定することもなかった。

外交・安全保障

ドゥダ大統領とパヴェル次期チェコ大統領との電話会談【1月28日】

1月28日、ドゥダ大統領は、パヴェル次期チェコ大統領と電話会談を行い、当選に対する祝意を伝えた。プシダチ大統領府国際政策局長官は、「短時間で簡潔に、とても良い雰囲気の中で会談を行うことができた。両大統領は、ポーランドとチェコとの善隣関係へのコミットメントを相互に確約した。ドゥダ大統領は、パヴェル大統領にポーランドを公式訪問するよう招待した。」と述べ、パヴェル大統領が選挙運動中に国家元首として2番目に訪れたい国はポーランドであると公言していたことを想起した。

ラウ外相のラトビア訪問・バルト三国外相との会談【1月31日】

1月31日、ラウ外相は、ラトビア・リガを訪問し、バルト三国外相と会談を行った。主な議題は、安全保障政策、東方近隣諸国、交通・エネルギーインフラ、EUによる第10次対露制裁パッケージに関する作業などであった。ラウ外相は、「地理的な位置関係、共通の歴史、そして安全保障とインフラの分野におけ

る課題の類似性が、我々の緊密な協力関係の自然な基盤となっている。」と強調した。また、外相らは、政治的、軍事的、財政的、人道的支援を含め、ウクライナを援助する努力を継続する必要性について共通の立場を表明した。さらに、外相らは、ウクライナにおけるロシアの犯罪を捜査し、国際機関と協力して加害者に責任を負わせるべきであるという点で一致した。加えて、外相らは、4か国の閣僚レベルでの協力深化に関する共同宣言に署名した。

ドゥダ大統領のラトビア訪問【2月1日】

2月1日から2日にかけて、ドゥダ大統領は、ラトビア・リガを訪問し、レヴィッツ大統領と会談を行った。安全保障問題、NATO東方の強化、ウクライナ支援、二国間問題やインフラ整備などが主な議題として話し合われた。ドゥダ大統領は、「議論の中心は、中欧における我々の国々の安全保障をどのように構築するか、そしてヴィリニウスでのNATO首脳会合に関連した活動、つまり会合前及び会合中に我々が努力すべきことについてであった。」と述べた。また、ドゥダ大統領は、「ヴィリニウス・サミットまでに、同盟国と共

に、ウクライナへNATOからの具体的な安全保障を与える形で合意に達し、ウクライナの安全保障強化プロセスで一步踏み出したい。」と語り、「ポーランド

とラトビアは、一刻も早いウクライナのEU加盟に向けて努力している。」と付言した。

治 安 等

カトヴィツェでのガス爆発事案【1月27日】

1月27日、カトヴィツェ・ショピエニツェ(Szopienice)に所在するキリスト教の教会において爆発が起き、2名が死亡した。警察の調べによると、爆発が起きた教会は、19世紀から20世紀にかけて建設されたもので、市からガスの供給を受けていた。非常に強力な爆発であったため、付近の住宅や学校にも被害が及んだという。

ワルシャワ首都警察が2022年の活動を総括【1月30日】

1月30日、ワルシャワ首都警察は、2022年における活動を総括した。同警察のパヴェル・ジェルジャク長官は、2022年に管轄地域内で81,832件の犯罪が確認されたほか、交通事故発生件数は36,540件で2021年よりも5,000件ほど減少したと指摘した。また、人身事故が発生した件数は、1,201件(2021年:1,240件)で、うち100名が死亡し、1,344名が負傷したと述べた。また、自動車犯罪に関する闘いが2022年における優先事項であったとして、盗難車の数が2021年と比較して399台減少したと付言した。

経 済

マクロ経済動向・統計

2022年第4四半期経済成長率予測2.2%増【1月30日】

ポーランド中央統計局(GUS)の発表によると、2021年に6.8%だったGDP成長率は、2022年には実質(定価)ベースで4.9%増となった。この結果は、エコノミストが昨年に予想していた数値よりも若干良く、消費の伸びによりGDP増加に1.7%上乗せされた。2022年の投資は前年比4.6%増で、GDP成長率に0.8%寄与した。エコノミストは、2022

年第4四半期のポーランド経済の活動は、前年同期比約2.2%増と推定している。これは、同四半期に策定された予測(1.5%)を上回る数値であった。しかし、避難民の流入によりポーランドの消費者数が大幅に増加したにもかかわらず、2020年の第2四半期を除けば、過去20年間で最低の伸び率となり、エコノミストは2023年のGDP成長率は前年比1%程度になる可能性があるかと推定している。

ポーランド産業動向

ポーランド産食品の輸出入の記録【1月30日】

ポーランド中央統計局(GUS)は、2022年1月～11月のポーランド産食品の海外売上高が前年同期比27%増の約2,040億ズロチに達したと発表した。また、2022年の年間売上高は、約2,200億ズロチと予想される(2021年:1,718億ズロチ)。主にインフレ率上昇とズロチ安の影響で輸出額が増加した。ポーランド産食品を最も多く受け入れているのはドイツで、オランダ、フランス、イタリア、チェコが続く。ポーランドへの食品輸入は、2022年11月までに前年比30%増の1,360億ズロチとなり、2022年全体で1,480億ズロチに達すると推定されるが、これは主にウクライナからポーランドへの穀物や油脂の輸出が増加したためであるとみられている。2022年1月～11月の油脂の輸出は90万トン、輸入は160万トンで、専門家はこれが安定供給に対する深刻な脅威になっていると指摘する。ウクライナ産の安価な穀物や油脂は、ポーランドの農家の収益に影響を及ぼしている。もし、ポーランド国内の生産がストップし、かつ、東欧からの安価な資源が枯渇してしまえば、国内生産に回帰は困難になる可能性がある。

2022年の鉄道利用者数【1月31日】

31日、鉄道輸送局(UTK)が発表した報告書によると、2022年の鉄道利用者数は3億4,220万人で、パンデミック前の2019年より630万人増えたという。特に2022年10月は3,280万人が鉄道を利用し、UTKが統計を取り始めて以来の10月の利用者数として最も多い数でもあった。鉄道会社別の利用者数については、Polregio がパンデミック前より約25%多い8,720万人で、ポーランド市場の首位を維持している。Lodz Agglomeration Railway は、2019年に対して44.4%急増した。PKP Intercity も非常に良い結果を達成し、2019年と比べて約20%増加して約5,900万人の乗客を運んだ。

トヨタが2022年販売台数首位を維持【2月1日】

2022年のポーランドにおけるトヨタの乗用車及びバンの登録台数は78,500台で、2021年の記録79,700台から1.4%減少したが、トヨタはポーランドの自動車市場シェア16.3%で、依然として首位の座を維持している。2位はシュコダで42,200台が登録された(市場シェア8.8%)。

エネルギー・環境

国営電力会社、原子力発電所は再エネの安定化に寄与【1月31日】

国営電力会社(PGE)CEOは、民間電力会社のZE PAKと韓国水力原子力(KHNP)と共同で実施している原子力発電所建設計画について、現在地質・地震調査が行われており、事前に作成した文書や前提条件を分析していると述べた。原子力発電所の役割は、PGEが開発している再生可能エネルギーを安定化させることであると加えた。

PKN Orlenが小型モジュール炉の建設予定地を4月に発表予定【2月1日】

2月1日、国営石油・ガス会社 PKN Orlen のCEOは、約79基のBWRX-300小型モジュール炉(SMR)の建設予定地25か所を4月に発表すると述べた。同CEOは、ポーランドは2038年までにすべてのSMRを建設する計画であり、このプロジェクトは原子力炉を建設する同社の子会社である Orlen Synthos Green Energy を通じて行われると付け加えた。この投資は数百億ユーロかかり、ポーランドだけでなくヨーロッパでも最大のエネルギー投資となる予定である。

なお、1月31日、同CEOは、チャルネク教育・科学大臣と6つの工科大学(ポズナン工科大学、シレジア工科大学、グダンスク工科大学、AGH科学技術大学、ワルシャワ工科大学、ヴロツワフ工科大学)の学長と共に原子力エネルギー分野の人材育成に関する意向書に署名した。

専門家による2023年のエネルギー動向見通し【2月1日】

当地シンクタンクが主催したパネルディスカッション「2023年のエネルギーセクターは危機？」において、専門家は、エネルギー価格の凍結は継続され、風力発電所の開発は依然として政治に依存し、ガス分野では貯蔵が最も重要であると結論づけた。専門家は、エネルギー価格の凍結により、社会がエネルギー危機に直面することがなくなり、その結果として、省エネしようという意識も想起されなくなると批判した。ポーランドはEUの再生可能エネルギー開発の流れに逆行しており、秋の選挙で野党が勝利すれば、風力発電法を改正し、陸上風力発電を大規模に開発するチャンスがあると指摘した。また、専門家は、ポーランドが現在保有しているガス貯蔵所は、国内ガス需要全体の約20%しかカバーしていないため、ガス貯蔵所拡張の必要性を訴えた。

国営石油・ガス会社、ロシア産石油の輸入停止の準備整っている【2月1日】

国営石油・ガス会社 PKN Orlen のCEOは、ロシア産石油に対する更なる制裁が課せられた場合、撤退する用意があると述べた。同社の石油の90%は、現在ロシア以外の国から輸入しており、ロシアからの撤退は容易であると加えた。同社とロシアとの石油供給契約は、年間360万トンの供給を見込んでいたが1月に失効した。現在、ポーランドの原油のほとんどは、北海、西アフリカ、地中海、ペルシャ湾・メキシコ湾岸から輸入されており、主な取引先は、サウジアラムコで、同社は原油需要全体の45%をカバーする供給契約を結んでいる。

エネルギー・環境

政府がウクライナ向けの放射線モニタリング装置を購入【2月1日】

ポーランド政府は、ポーランドが放射能汚染の早期発見を可能にする装置を購入し、ウクライナに渡すという決議案を作成した。同決議案は、水曜日に政府の立法スケジュールに盛り込まれた。この動きは、ウクライナからの要請に応えるもので、ウクライナはロシアの侵略と継続するロシアの敵対行為によ

り原子力発電所の機能不全のリスクが生じていると述べている。同案において、ポーランド政府がウクライナへ当該装置を寄贈することで、放射能汚染の早期警告を発し、両国の放射線防護を強化することができるとしている。政府によると、当該装置によってポーランドは既存の国内システムと比較して、十数時間から数十時間早く放射線データにアクセスできるようになるという。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

【予定】日本映画祭【2月10日(金)～12日(日)】

ポズナン市の映画館Kino Pałacoweにて、在ポーランド日本大使館、国際交流基金及び Kino Pałacowe共催「日本映画祭」が開催されます。各作品の鑑賞料は15PLNです。

【上映スケジュール】

2月10日(金)

21:00 『こんな夜更けにバナナかよ 愛しき実話』 前田哲監督 2018年

2月11日(土)

15:45 『美しい星』 吉田大八監督 2019年

18:30 『町田くんの世界』 石井裕也監督 2019年

2月12日(日)

15:30 『居眠り磐音』 本木克英監督 2019年

(各作品に英語・ポーランド語字幕付)

開催場所: Kino Pałacowe - Centrum Kultury Zamek w Poznaniu, ul. Święty Marcin 80/82, Poznań

【予定】舞台芸術『コスモス』【2023年2月17日(金)及び18日(土)19時】

ヴロツワフ市にて、イェジ・グロトフスキ研究所、株式会社サイ、文化庁、Fundacja Pomosty主催「『コスモス』—日本とポーランド、舞台芸術の国際共同制作」が開催されます。ポーランドの作家ヴィトルト・ゴンブロヴィチによる小説『コスモス』(1965年)を元にした舞台で、日本人及びポーランド人パフォーマーが出演します。鑑賞は有料です。

開催場所: Instytut im. Jerzego Grotowskiego, Centrum Sztuk Performatywnych Piekarnia, ul. Ks. Witolda

詳細: <https://grotowski-institute.pl/kosmos-2/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)